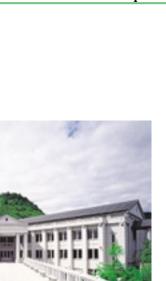


# RL Newsletter

立命館ロー・ニューズレター Ritsumeikan University Law Newsletter

No. 46 September, 2006



## CONTENTS

CONTENTS			
My Book 「現代韓国の安全保障と治安法制」を刊行して 『法科大学院ケースブック 国際人権法』の紹介	徐 薬師₹	勝 宇公夫	2 5
Presentation 刑法学会2006年度全国大会を終えて 学会ワークショップをオーガナイズして 「犯罪論と刑罰論」の関係 第84回日本刑法学会大会第1分科会より 工業所有権法学会報告	安達 指宿 松宮 脇	光治 信 孝明 正晴	7 9 11 13
Workshop Report ROE教授訪問に際して	堀田	秀吾	15
Lecture 日本とEU:互いに何を学び、どのように協力すべきか ベルンハルド・ツェプタ	一前El	J大使	17
New Book			22
Media Coverage 法学部定例研究会			23

目者

My Book

自著紹介

## 「現代韓国の安全保障と治安法制」を刊行して

徐 勝 SUH Sung

今春、「現代韓国の安全保障と治安法制」 (法律文化社、06年3月)が刊行された。本 書は、2002年から3年間にわたって実施され た科研基盤研究(A)「現代韓国の安全保障・ 治安法制の実証的研究」での5回にわたる日 韓共同研究会の成果として、総計36本の論文 の中から14本を選び、取りまとめたものである。

本書は、立命館大学とソウル大学校法科大学を中心とする気鋭の韓国の研究者との共同研究である、科研基盤(B)「現代韓国の法・政治構造の変換」(1999~2001)と、その成果をまとめた『現代韓国の民主化と法・政治構造の変換』(日本評論社、2003)の後続研究として、現在進行中の科研基盤(A)「現代韓国の民主化と法・政治構造の法社会学的研究」(2005~2007)へと連なる現代韓国研究のシリーズに位置づけられる。

日韓関係は年を経て緊密になったと言われているが、日韓が対立感情を時に噴出させており相互理解、認識はまだまだ不十分である。このような状況の中で、私たち研究グループは現代韓国研究の重要性を認識し、上記科研のプロジェクトを中心に10年近く研究に取り組んできた。その成果を基礎に、研究を恒常化・活性化させ、一般社会と共有するために、昨年、6月に、現代韓国研究や日韓関係研究を中心課題とする「立命館大学コリア研究センター」を立ちあげ、活動を行ってきた。本書の刊行もその一環でもある。

本書は、民主化の道を歩む韓国の権力装置 の核心である、軍、警察、検察、情報機関な どの性格とその変化を検討することによっ て、現代韓国社会の構造の探求をさらに深か



#### 『現代韓国の安全保障と治安法制』

徐勝編 法律文化社 2006年4月発行 ¥3,465(税込)

め、韓国の法・政治・社会の外枠を規定している安全保障体制を研究したものである。本書は、この分野での研究がほとんど無い日本において独歩的なものであるばかりでなく、韓国でも批判的立場から、安全保障・治安法を総合的に論じた研究は少ない。

本書は、まず、分断60年の間に韓国社会を 規定してきた軍事体制、軍事文化の影響と支 配、そこからの脱出である民主化運動の過程、 ならびに独裁政権の統治装置として動員され てきた治安法体系の諸問題を概観し、9・11 以降、対テロ戦争を掲げて激変するブッシュ 行政府の軍事戦略の余波を受けた21世紀初頭 の北東アジアにおける平和・安全保障の環境 変化とそれが韓国に与えた影響、ならびに だ中政権後期および盧武鉉政権下の韓国の政治変動と南北朝鮮関係の変化を検討し、米韓相互防衛協定と日米安保条約、地位協定の日韓比較を行った。同時に、現代韓国にとっても最大の関心事である、日本の改憲と軍事大国化への動向を論じた。本書は4部で構成されている。

第1部「現代韓国の軍事・治安の歴史と性 格」の韓寅燮論文では、解放後、南北分断体 制・長期軍部独裁政権における軍事文化の一 般社会への浸透、支配を分析している。李桂 涂論文では、韓国が民主化されたとされてい るが、対テロ戦争のグローバル化で軍事と治 安との壁が融解し、かえって軍の治安分野へ の浸透が強まっていると問題提起をしてい る。特に韓国における軍事法制の不備を指摘 し、軍に対する法的統制は前途遼遠であると 結論づける。完石允論文では、戒厳令、衛戍 令、非常事態令、大統領緊急措置権などの事 例を取り上げ、韓国建国以後、独裁政権の支 配の道具となってきた政治的国家緊急権の発 動を歴史・実証的に丹念に跡付けている。鄭 ※基論文は、軍における死者の慰霊を論じて おり国立顕忠院(国立墓地)を中心に軍人の 慰霊の実態と論点を詳細に検討している異色 の論文である。

第2部「現代韓国の安全保障政策とアメリカ」の崔哲榮論文では、韓米相互防衛条約を法的側面から、その非対称性を明らかにし、対等な韓米パートナーシップの可能性を論じる。J.J.SUHは、ラムスフェルト・ドクトリンによる世界的な米軍の再配置が米国の東アジア戦略、ならびに米韓同盟に与える影響を考察している。

第3部「日韓の軍事・治安と人権」では、

李正姫、加藤裕が日韓の米軍地位協定と人権 をそれぞれの立場から論じる。李正姫は、具 体的な訴訟事例を体系的に分析し、加藤裕は 日本での地位協定をめぐる争点をその不平等 性の側面から論じている。盗聴法については、 川崎と

「通信傍受に 関する法律」と韓国の「通信秘密保護法」に ついて論じており、川崎は盗聴の無制限的拡 大の可能性を批判し、その廃止の必要性を論 じる。曺は、日本の盗聴法の別件逮捕のため に用いられうる不備を指摘しながらも、韓国 においては盗聴に対する司法的統制の強化の 必要を論じる。日韓の検察改革の課題をめぐ って、韓寅燮は、盧武鉉政権下で急速に進ん だ検察の権威主義の解体と司法の独立の現状 を分析し、その発展方向を示し、川崎は一般 に信じられている日本の検察の中立・公正性 に疑問を呈して、検察の公正性、適正性、人 権擁護性の強化、つまり、民主化と「市民の 代理者」としての検察の実現に検察改革の方 向を見ている。

第4部「日本の軍事大国化と東アジア」においては、日本の研究分担者が韓国との比較・関連を念頭におきながら、日本の軍事化・改憲の動向を論じている。山内は有事法制、改憲への動向を分析し、水島は「日米同盟」偏重に警鐘を鳴らし、平和構築のために東アジアにおける協調的地域集団安全保障体制構築の必要性を論じる。

本書によって、かつて国家安全保障論による民主主義の抑圧や、二重三重に張り巡らされた治安弾圧体系を現代韓国がどのように克服してきたかという道筋と、それにもかかわらず、今も尚、多くの難題を抱えているのかという点が明らかになるものと期待する。

目次

序 現代韓国の安全保障と治安法制 徐勝

1部 現代韓国の軍事・治安の歴史と性格

韓国の軍事主義と人権 韓寅燮

韓国の軍事法と治安法:軍事と治安の錯綜と民軍関係の顛倒 李桂洙

韓国憲政史における国家緊急権 宋石允

国民国家の神聖性と死者の祀り:国立墓地の造営と維持を中心に 鄭滈基

2 部 現代韓国の安全保障政策とアメリカ 韓米防衛条約論 非対称性と水平化 崔哲榮 米軍再配置論議を通してみた米国の軍事戦略変化と韓米同盟 J.J. SUH

3部 軍事・治安法制の日韓比較

米軍地位協定と人権

- (1) 駐韓米軍地位協定と対米軍訴訟 李正姫
- (2) 日米地位協定の改定に向けて 加藤裕

日韓の盗聴法

- (1) 韓国の改正通信秘密保護法の検討 曺 國
- (2) 日本の通信傍受法の検討 川崎英明

日韓の検察改革

- (1) 韓國における検察制度改革の現状と課題 韓寅燮
- (2) 日本の検察制度の現状と課題 川崎英明
- 4部 日本の軍事大国化と東アジア

日本の軍事大国化と改憲論 山内敏弘

「日米同盟」と地域的集団安全保障 水島朝穂

(そ・すん 比較人権法)

自著紹介

My Book

## 『法科大学院ケースブック 国際人権法』の紹介

#### 薬師寺 公夫 YAKUSHIJI Kimio

2006年3月に、日本評論社から『法科大学 院ケースブック 国際人権法』を刊行しまし た。名古屋大学の小畑郁教授、大阪大学の村 上正直教授、神戸大学の坂元茂樹教授と4名 の共著です。正確なことはもう覚えていませ んが、この企画が話題になったのは、各大学 で法科大学院の設置が具体化し始めていた頃 だったと記憶しています。まだカリキュラム の内容も不確定で、新しい法曹養成において は国際人権保障についても知見をもった院生 を育てたいといった思いとともに、我々も授 業やゼミを持つ可能性があるから、共通に使 えるテキストを検討してみようではないかと いった話が村上教授から提案されたのがきっ かけでした。4名は、国際人権法学会の会員 でもあり、京都の世界人権問題研究センター や国際法研究会のメンバーで、自由権規約の 個人通報事例や国家報告書、さらにそのフォ ローアップ手続の研究会に参加して定期的に 事例研究を進めてきていたこと、さらに若干 名が『国際法外交雑誌』の資料「日本の国際 法判例」の執筆に長らく関わってきたことも あって、この機会に国際事例研究の成果と国 際人権に関する日本の判例研究とをドッキン グしたテキストを作ってみようということに なりました。

法科大学院がスタートして後は、授業の準備ノートや結果も踏まえて何度か事例研究会を開き、どのような判決例を選ぶか、どのような問いと解説をつくるか、国際人権に関する資料は何と何を選択するかなどを侃々諤々議論しながら、次第に形式を共通化させました。その結果、最終的に、設例、読んでおこ



『法科大学院ケースブック 国際人権法』

薬師寺公夫・村上正直・小畑郁・坂元茂樹著 日本評論社 2006年3月発行 ¥3,990(税込)

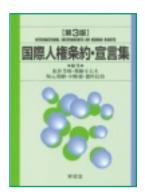
う、基本知識の確認、設例についての質問、 当事者の主張例、主題判例、参考資料、発展 問題と参考資料、解説、参考文献という形で 各論を統一することとし、国際人権と憲法の 人権との間で問題が提起されていると思われ る14のテーマ(社会権享受と差別禁止、私人 による人種差別、戦後補償と平等、入管収容、 公正な裁判、接見交通権、翻訳と通訳、自国 に戻る権利、難民該当性の立証、退去強制後 の拷問、退去強制と家族の保護、法廷メモ、 婚外子の相続差別、少数者の権利)を選択し ました。実は、さらに5~6ほどテーマを追 加したかったのですが、4人がそれぞれ学内 行政や学会役員等の仕事で多忙を極めはじ め、これ以上出版時期を遅らせるわけにはい かないということもあって、今回は断念せざ るをえませんでした。各論に大体のめどがつ いたころ、どの事例でも共通に問題になった

国際人権条約の国内適用につき総論を付そう ということになりました。総論は4つの部分 に分けて国際人権の意義や憲法規定と自由権 規約の規定構造の相違、留保や解釈宣言、国 際実施手続といった概説を私が担当すること になり、規約の実施義務を小畑さん、規約の 国内適用を村上さん、規約の解釈を坂元さん が担当することになりました。総論について もかなり議論をしながら調整をはかりまし た。我々国際法研究者グループのいつもの習 慣ですが、研究会後の酒を飲みながらの議論 は大いに盛り上がり、お互いなかなか主張を 譲らずいい刺激・勉強になりましたし、本書 の内容を深めるのに役立ちました。テキスト はその点で記述に相当程度統一性が取れてい ると自信をもっていますが、もちろん4人の 間にも意見が異なる部分がありますし、テー マによって強調点が異なるため、章ごとに若 干ニュアンスが違う場合もあると思います。

一番苦労したのは、我々4人が全員国際法 研究者でありながら、国際裁判ではなく日本 の裁判を対象としたテキストを作らなければ ならないという点でした。日本の国際法判例 を資料として毎年検討してきたとはいえ、訴 訟手続や各国内法の内容やそれに対する学 説・判例の動向等について不勉強である我々 としては、できれば国内法には立ち入らない で自由権規約の解釈・適用のみに的を絞りた かったというのが本音だったのですが、実際 の裁判例を扱う以上最小限度ふれざるをえな い事項については恐れを抱きながらふれてい ます。その点では国内法の諸先生、法曹の 方々を含め読者の皆さんからご批判やご教示 をいただきたいと思っています。現在国際人 権法学会の理事長を務めていますが、学会で はこの数年人権に関する国際法と国内法の対 話を引き起こすようなテーマを意識的に設定 してきました。このテキストを執筆して感じ たことは、国際人権法の国内実施をめぐる国 際法と国内法の議論をさらに噛み合ったもの

とするために、国際法研究者の立場から、各 国際人権の根拠と制約原理、国際人権条約が 要求する締約国の義務の性質と国内の権力分 立との関係、各訴訟手続における司法権によ る審査のあり方、時際法、憲法98条2項違反 の意味内容などについてさらに研究を深めて みたいということです。研究には常に新しい 峰が立ちはだかるというのが実感ですし、そ れだけに意欲も湧いてきます。今年は2年ぶ りに法学部の学部1回生の授業を担当し最初 の講義で使用した園部逸夫先生の『最高裁判 所の十年』に刺激を受けました。 判決(過去 の判例の徴し方とか学説の援用の仕方、判決 要旨の一般性と要旨を導く理由の一般性、集 民・集刑の裁判判決例の先例性など)や調査 官解説などの読み方にも再度こだわる形で国 際人権関連判決の再整理もいずれやってみた いなとも考えています。なお本学の松井芳郎 教授、徳川信治教授をはじめ私も含めて5人 で編集しました『国際人権条約・宣言集』(2005 年12月刊・東信堂)もご愛顧いただきますよ う、宣伝させていただきますので、よろしく お願いします。

(やくしじ・きみお 国際法学)



『国際人権条約・宣言集』

松井芳郎・坂元茂樹・徳川信治・薬師寺公夫・ 小畑郁編

東信堂 2005年12月発行 ¥3,990(税込)

学会報告

Presentation

## 刑法学会2006年度全国大会を終えて

## 安達 光治 ADACHI Koji

日本刑法学会第84回全国大会が、2006年5月27日(土)と28日(日)の両日、明学館をメイン会場に衣笠キャンパスで開催された。立命館では実に20数年ぶりの刑法学会であったが、647名の参加者を迎え、盛況のうちに終えることができた。参加者数は、東京圏以外の開催では過去最高ということである。プログラムは、初日が3本の研究報告と11テーマのワークショップであった。初日には理事選挙が行われ、本学からは、生田教授、松口のマ選挙が行われ、本学からは、生田教授、松、記録は、初日の夕刻には、認報会が選出された。また、初日の夕刻には、諒友館食堂で懇親会が行われ、多数の方が参加された(後日聞いたところでは、懇親会も概ね好評のようでほっとした。)。

研究報告のテーマは、初日が「強制と緊急 避難」(井上宜裕・九州大助教授)、「法人処 罰と刑法理論」(樋口亮介・東京大助教授) 「行政調査と刑事手続 行政情報の刑事手続 における利用可能性に関する一考察」(笹 倉宏紀・千葉大助教授)で、2日目は「証拠 評価をめぐる訴訟関与者のコミュニケーショ ン」(中川孝博・龍谷大助教授),「尊厳死に 関する一考察 アメリカ合衆国の議論を素材 として 」(谷直之・同志社女子大助教授) 「不作為犯と正犯原理」(平山幹子・甲南大助 教授)、「過失犯における注意義務の内容」 (古川伸彦・名古屋大助教授)であった。本 学の関係者では、本学出身の平山助教授が、 著書『不作為犯と正犯原理』(成文堂、2005 年)の内容を中心に報告された。最近の興味 深いテーマばかりであったが、ほとんど拝聴 がかなわなかったのが心残りである。それに

しても、日頃「刑法」の講義を行っている 明学館93教室で、学会の錚々たる方々が一堂 に会して報告に聞き入っておられる姿を見る に、個人的には感慨深いものがあった。

分科会は、第1分科会(刑法)が「犯罪論 と刑罰論」(松宮孝明・本学教授) 第2分科 会(刑訴法)が「公判前整理手続」(平良木 登規男・慶応大教授 ) 第3分科会は「新受 刑者処遇法の諸問題」(土井正和・九州大教 授)であった(括弧内はオーガナイザー)。 本学の関係者では、松宮教授が第1分科会の オーガナイザーを務められ、また、第3分科 会において葛野教授が「受刑者の法的地位と その権利保障」というテーマで御報告された。 第2、第3の両分科会は、新制度の検討に関 するものであり、また第1分科会は、近年の ドイツやわが国における刑罰の正当化根拠、 刑罰目的論の問い直しの作業と、その犯罪論 との関係の検討といえるもので(松宮レポー トを参照)いずれも、すぐれて現代的な課 題である。

ワークショップは、特定のテーマについて、会員が相互に討議し合う比較的少人数のプログラムである。形式は、オーガナイザーによる趣旨説明と2、3名の話題提供者による簡単な報告の後、参加者による討議、というのが一般的である。ワークショップでは、話題提供者に若手を起用することが多く(筆者もOD時代に報告を経験した。)発言も比較的自由に行えるので、若手にとっては(本来的意味で)貴重かつ重要な学会参加の機会といえる。今回のテーマは、「共謀罪」「量刑法」「違法性の意識」「文書偽造罪」「接見交通の

現状と問題点」「サイバー犯罪をめぐる手続法的諸問題」「再審」「人身売買罪の検討」「保護観察制度の改革課題」「心神喪失者等医療観察法について」「裁判員制度における評議 裁判官と裁判員とのコミュニケーション」であった(各オーガナイザー名は省略のよでは、「サイバー犯罪」において、指宿とがオーガナイザーを務められた(指宿レポートを参照)。テーマは古典的なものから現代的なものまで様々であるが、最近では、「裁判員制度における評議」のように、心理学との対話が試みられるなど、学際的なものも登場しており興味深い。

さて、このような大規模の学会を開催する にあたっては、刑事法をはじめとする教員、 院生、学生アルバイト等のスタッフの多大な 尽力と、法学部事務室、法共研等の学内外の 機関による手厚いサポートが必要不可欠であ った。大会本体の運営は、浅田和茂実行委員 長(大阪市大教授)の下、準備委員の上田教 授、松宮教授を中心に進められ、また、理事 選挙に関しては、選管委員の生田教授が中心 となって実施された。開催準備おいて特筆す べきは、院生の活躍ぶりである。学会参加者 の名簿作成に始まり、各パートの業務内容の 確定と学生アルバイトの配置、会場案内等の 掲示物や名札の作成、休憩室等の物品調達、 前日の会場設営等々、無数の作業を連日日付 が変わるまでこなしてくれた。当日も、アル バイト学生に的確な指示を与える一方、自ら 進んで業務に取り組んでくれた。おかげで筆 者は、準備委員会と現場のパイプ役に徹する ことができた。また、大会当日を手伝ってく れた学生も大活躍であった。仕事の手際に関 してはいうまでもなく、教員として特に嬉し かったのは、参加者への応対が好評であった ことである。これについては、事前の打合せ により、院生と学生の間で良好な信頼関係が 築けたことが奏功したように思われる。

もっとも、いくつか、反省点や改善を要す ると思われる点もある。個人的な反省点とし て、大会直前になって持ち込まれる参加者各 位の要望に、完全には応え切れず、御迷惑を お掛けしたことがあった点がある。ただただ お詫び申し上げる他ないが、無数に近い業務 の中で、個別の要望に応えていくためには、 学会として系統だったシステム構築が必要な ようにも思われる。また、開催準備にあたっ ては、これといったマニュアルが存在しなか ったので、現場で学生アルバイトを指揮する 院生諸君に苦労をかけてしまった。今回、40 数頁に及ぶ『実施マニュアル』を作成したの で、今後、受け継がれると思われる。学内の 問題としては、やはり、会員数1000名規模の 学会を開催できる場所があまりないことが挙 げられる。同じ分野の研究者が一堂に会して 報告・討議する学会の重要性はいうまでもな い。しかるに、前日の夜になってようやく 「机の落書消し」から会場設営を始めねばな らないような学内環境については、検討も必 要であろう。

それにもかかわらず、本大会を成功裏に終えることができたのは、先に述べたように、大会スタッフをはじめ、学内外の諸機関およびそのスタッフの方々の御理解と御尽力の賜物である。これに関して一々記すことはできないが、僭越ながら、担当者として篤くお礼を申し上げる次第である。

(あだち・こうじ 刑法)

学会報告

Presentation

## 学会ワークショップをオーガナイズして

#### 指宿 信 IBUSUKI Makoto

刑法学会実行委員会委員長の浅田和茂先生(大阪市大教授)から、ワークショップ(以下WSと略)のオーガナイザー依頼が届いたのは昨年の11月頃であった。テーマは、「サイバー犯罪条約の国内法化をめぐって」というものであった。既に、刑法学会関西部会において2004年7月に「サイバー刑事法制をめぐって」と題する共同研究をわたしがオーガナイズして開催しており、その実績を買われたものと推測された。

ワークショップの話しに入る前に、上記条 約について若干説明をしておきたい。2001年 11月、欧州評議会が「サイバー犯罪条約」を 採択し、非欧州圏である、米国、カナダ、豪 州、ニュージーランドそして日本がこれに共 同署名した。同条約は、情報技術革新への対 応と、コンピュータ・ネットワークの進展に よって生み出された情報化社会における安全 性の確保を目的として、以下の点の実現を可 能とするために締結された。すなわち、 ンピュータ等に対する捜査機関によるアクセ ス権および捜索権限の確保、 捜査機関の権 限が及ぶ前にコンピュータ・データが滅失す ることを防止するための執行前緊急証拠保全 制度の確立、 インターネット犯罪に対応で きるような越境的捜索態勢の確立、 国家相 互援助態勢の確立、 各国での国内法化の推 進、である。我が国では2004年4月に国会で 承認されている。

こうした経緯を受け、2003年3月に法制審議会に条約の国内法化を図るべく諮問がなされ、条約を批准できるような国内法の整備のための法改正について同年9月に要綱が答申

され、2004年2月に衆議院に「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」として上程された。

わたしは、上記法制審の開催中、日本弁護 士連合会の依嘱を受け、法制審日弁連委員を バックアップする通称「バックアップ・チー ム」に参加し、法制審の議論に日弁連として どのような法的問題点を提起していくべきか につき、サイバー刑事法の専門家の立場から 助言する役割を担った。そうした経緯もあっ て、上記法案の立法経緯に比較的明るいとい う立場にあった。また、「もの(有体物)」を 前提としてきた現行刑事法制がどのように影 響を受けるのか未知の論点が多いことから、 サイバー犯罪条約そのものについても、日弁 連の各種委員会やワーキンググループ等にお いて、公式、非公式に数度にわたるレクチャ ーをおこなっていた。なお、上記法律案は共 謀罪の創設を含んでいたため、同罪をめぐる 国会での議論のあおりを受け今なお継続審議 となっている。

そうした国会状勢であったが、先に関西部会ではウィルス頒布や同作成罪、児童ポルノ規制など、刑事実体法を含めサイバー刑事法全体を幅広く議論していたので、今回は手続法部分に絞ってWSを持つのが妥当だとわたしは考えた。というのも、今回の改正案には、憲法35条に定める捜索場所の特定要求などに抵触する虞れのある事項が盛り込まれていたからである。すなわち、捜索対象のコンピュータがネットワークを通じて別のコンピュータに接続されていて、接続先に被疑事実に関

するデータが保存されている蓋然性が高い場合に、対象となっているコンピュータから接続先(たとえばデータ・ストレージ・サービスが典型例)にアクセスして、関連するデータを探索、入手することが許されることとなっている。従前、捜索差押え令状によりある家を捜索した際に貸倉庫の鍵が見つかった場合、その倉庫の捜索のためには別途令状を取得して捜索するのが常道であった。これをネットワークにつながったコンピュータでは不要とする、といった比喩ができようか。

さて、WSの持ち方には、様々な方式があ る。共同研究として成果の発表、パネル・デ ィスカッション方式、話題提供者がそれぞれ の立場からテーマについて発言するというや り方もある。今回は、話題提供者を全国から 選りすぐることを優先し、事前の準備プロセ スについては時間を割かない方式を選んだ。 また、対立する意見の違いをはっきりと出し 議論の活発なWSにしたいと考えた。そこで、 法案審議で、日弁連国際刑事立法対策委員会 事務局長の立場から参考人として反対意見を 述べられた山下幸夫弁護士に参加を御願いし た。次いで、法律案を支持する論考を公刊さ れていた研究者の中から、檀上弘文助教授 (海上保安大学)に登壇していただくことに した。三人目として、サイバー刑事法制を論 じる上で避けられないコンピュータ特有の技

術上の問題を踏まえた議論を提示するため、 デジタル・フォレンジック(コンピュータ法 科学)の専門家として著名な、石井徹也助教 授(千葉大学)にご参加いただいた。こうし た人選により、結果としてWSを最後まで緊 張感あふれるものとすることができたと思う。

WSは全体で11個開催されていて共謀罪や 裁判員裁判などホットなテーマが目白押しの 中、本WSはややオタク的なテーマとして敬 遠されるかと懸念したのだが、予想に反して 30名以上の会員参加が得られほっとした。3 時間の限られた時間の中で、まず1時間半ほ どかけて御三人の方に自由に意見を出してい ただき、後半はフロアからの質問に加え、細 かな点に渡って話題提供者の立場や意見の違 いを明らかにするため、わたしから突っ込ん だ質問をさせていただいた。出来るだけコン ピュータがらみの専門用語の使用は避け、ふ つうの「刑事法研究者」でもわかる議論を心 がけたつもりである。もっとも、結論めいた ものを何も示したわけではない、落としどこ ろのないWSとなったが、それだけ困難なテ ーマを取り扱ったと言えるだろう。コンピュ ータのデータやネットワークを今後どのよう に法律上取り扱うかは、ひとり刑事法の問題 に止まらず、今後も法の世界を悩ませ続ける ことは疑いない。(了)

(いぶすき・まこと 刑事訴訟法)

学会報告

Presentation

## 「犯罪論と刑罰論」の関係 第84回日本刑法学会大会第1分科会より

#### 松宮 孝明 MATSUMIYA Takaaki

1 本年5月27日(土)と28日(日)の両日にわたり、衣笠キャンパスにおいて、日本刑法学会の全国大会が開催されました。この大会では、本学から、葛野尋之教授が第3分科会「新受刑者処遇法の諸問題」において「受刑者の法的地位とその権利保障」を報告され、指宿信教授がワークショップ「サイバー犯罪をめぐる手続法的諸問題」をオーガナイズされたほか、本学OBで甲南大学助教授の平山幹子氏が「不作為犯と正犯原理」と題する個別報告を行いました。

筆者もまた、第1分科会「犯罪論と刑罰論」のオーガナイザーとして、早稲田大学の松原 芳博教授、筑波大学の岡上雅美教授、京都大学の高山佳奈子教授との共同研究の司会および報告を担当しています。以下では、この共同研究の狙いと当日の議論の概要を報告しようと思います。

2 「犯罪論と刑罰論」という茫漠とした タイトルは、実は、収容率120パーセントに 迫る刑務所の過剰収容時代を前にして、厳罰 化による犯罪抑止という「通俗的」刑罰論を 再考してみる必要に迫られたことと、そのよ うな刑罰論の展開に無頓着な最近の犯罪論を 再検討してみたいという学問的欲求に由来し ます。

実際にも、近年欧米では、犯罪者の犯罪行動を重い刑罰によって統制しようとする「行動統制的な刑罰論」に代わって、ふたつの傾向が台頭しています。その一方は、犯罪者の隔離・無害化(incapacitation)を目指す刑罰論であり、他方は、再社会化を刑罰外の便宜供与と位置づけ、固有の刑罰の意味を、この社会に妥当している規範の維持・確証に求める積極的一般予防論や規範防衛論、さらに絶対的応報刑とは一線を画する「新しい応報刑論」と呼ばれるものです。この共同研究では、

このような刑罰論の変遷が犯罪論に与える影響を検討し、同時に、今日の社会のグローバル化に伴う文化葛藤の活性化が刑罰論と犯罪論、ひいては刑法観そのものに与える変化を展望しようと考えました。

とりわけ、犯罪論では、(未遂状態を含む) 現実の結果の発生を要求する「客観主義」が 「行動統制的な刑罰論」では根拠づけられず、 むしろ、犯罪を抑止するために際限のない重 罰化と刑事立法の拡大を招くおそれがあるこ と、むしろ、「結果を起こすな」という規範 の確証を目的とする「積極的一般予防」の考 え方のほうが「客観主義」を根拠づけ重罰化 と犯罪化に歯止めをかける可能性があること を示唆しました。同時に、それもまた、「市 民」の中に自生する安定した「規範」の存在 を前提としますが、今日のグローバル化は、 社会内での「文化葛藤」と規範の多様化・不 安定化をもたらし、規範確証という刑法の任 務の遂行を困難にしています。そこから、規 範を共有しない人々を「刑罰」および「刑法」 で排除しようとする「敵味方刑法」 (Feindstrafrecht)という異質な考え方が拡大 しており、これをどのように考えるべきかが 喫緊の課題となりつつあります。

3 このような問題提起に対して、松原教授は、刑罰論と直結する犯罪論は過度の単純化という落し穴に陥る危険があることを指摘されるとともに、規範確証を目的とする刑罰論が「法益保護」という目的を軽視ないし否定する点を疑問とされ、確証の対象となる規範が不明確であり刑法の過度の拡大を招く危険があると指摘されました。

また、高山教授は、「ヨーロッパ共通逮捕 状」に対してドイツで違憲判決が出たことを 手がかりとして、自国での民主的手続に則ら ず、自国の社会に妥当しない規範による刑事 立法が葛藤を生み出している事実を指摘され、国内での社会と規範の多様化と同時に、 組織犯罪条約や国際刑事裁判所の創設に象徴 される刑法のグローバル化がこのような「文 化葛藤」をますます深刻なものにしているこ とを指摘して、刑法が担保すべき規範のミニ マム・スタンダードを確立すべきことを示唆 されました。

最後に、岡上教授は、近年の「新しい応報 刑」の考え方を妥当としつつ、これに拠った 場合の「責任主義」の意味や「意思の自由」 の捉え方を示して、中止未遂の刑の減免や量 刑判断、法人の刑事責任論などへの影響を検 討されました。

さらに、質疑応答の冒頭において、大阪市 大の恒光徹教授に、フランスのデュルケーム やフーコーらの考え方を参照しつつコメント を述べていただきました。そこでは、やはり、 社会復帰・改善を中心とする「特別予防」の 衰退が、一方では、威嚇重視の重罰化を招い ているけれども、他方では、刑法の投入を規 範確証に最低限必要なレベルにとどめ、むし ろ刑罰の運用全体を人道化しようとする考え 方がみられるが、後者は、とりわけ少年法の 領域で強調されるべきであるとされています。

4 その後、予定時間まで活発な議論が交わされました。とにもかくにも、このような議論を通じて、「刑罰は犯罪を予防するためのものである」ことが当然の前提のように語られてきたわが国の刑法学界、とりわけ実体刑法の学者の議論の中に一石を投じることはできたのではないかと思います。

(まつみや・たかあき・刑事法学)



写真は刑法学会大会第1分科会の一場面

学会報告

Presentation

## 工業所有権法学会報告

#### 宮脇 正晴 MIYAWAKI Masaharu

本年5月28日開催の工業所有権法学会 (於:一ツ橋講堂)において、報告を行うこ ととなった。私にとってはじめての学会報告 である。

依頼を受けたのが昨年秋で、同年暮れに報告のテーマを決定した。いくつかテーマの候補があったのだが、結局自分にとって馴染み深い「商標機能論」を扱うことにした。新しいテーマにチャレンジするほどの時間的余裕は無いだろうと判断したためである。

「商標機能論」というのは、条文上商標権 侵害に該当する行為であっても、商標の本質 的機能を害さない場合は、当該行為は実質的 違法性を欠くものとして許される、という理 論である。登録商標の付された指定商品(商 標登録出願においては、当該商標をどのよう な商品に使うのかを指定しなければならな い。そのような指定された商品を「指定商品」 という)を譲渡する行為は、その商品がいわ ゆるニセブランド品であろうがホンモノであ ろうが条文上は商標権侵害にあたる。商標権 者が、ホンモノ(つまり自らが流通させてい る商品)を売っている小売業者に対して商標 権侵害を主張するケースは通常はありえない と思われるが、並行輸入のケースでは、この 問題が顕在化する。

並行輸入とは、いわゆる外国高級ブランド品が日本の代理店を通じて販売されている場合に、そのような代理店とは別ルートで、当該ブランド品を輸入することである。このような場合、そのようなブランドについては日本の代理店か外国の本部企業が日本における登録商標権を取得しているのが常である。並行輸入業者の行為は、上述の通り、その輸入品がホンモノであろうとニセモノであろうとニセモノであろうと無なり本部なりの有する商標権を侵害していることとなるが、商標機能

論によると、真正商品、すなわちホンモノである場合はたいていは侵害を免れることとなる。少なくとも、日本の商標権者ないしこれと同視できる者が外国において流通させた商品(真正商品)で、日本国内で流通しているものと品質において差異がないものをわが国に輸入・販売する行為は、商標機能論の下で侵害が否定されるということは今日では争いがない。

ただし、このような行為が実質的違法性を 欠くことになる理由が、当該行為によって 出所表示機能(同一商標の付された商品の出 所の同一性を示す機能)および品質保証機能 (同一商標の付された商品の品質の同一性を 示す機能)の両者が害されないからであるの か、あるいは 単に出所表示機能が害されな いからであるのか、については争いがある。

の立場によると、輸入品と国内流通品とで 品質差がある場合は商標権侵害になり、 の 立場によると出所表示機能が害されていない 限りは非侵害になる。学説上は の立場が有 力であるが、私は以前から の立場を採るこ とを主張していた。今回の報告では、この主 張をより精緻にしたものを中心に据えて、特 に新しい主張はしないというのが当初の予定 であった。

しかし、ゴールデンウィークをつぶしてあれこれ考えているうち、新しいアイデアが浮かんできてしまい、これについても発表してみたくなった。このアイデアによると、輸入品と国内流通品とで品質差がある場合であっても、当該輸入品に輸入業者がラベルを貼ることで、輸入品の品質について誤認が生じないような状態になっているのであれば、出所表示機能が害されていないことを条件として、侵害が否定されることになる。このよう

なラベリングによる解決については従来から 主張されていたものの、その理論的根拠は明 らかにされていなかった。私のアイデアは、 従来の商標機能論と矛盾することなく、ラベ リングによる解決について理論的に説明でき るもののように思われた。これが本当なら、 なかなかすばらしい理論のはずなのだが、ど うも確信が持てない。具体的におかしな点が あるわけではないが、どうも何というか大掛 かり過ぎていて、何か改善の余地があるよう な気がしてならなかった。そのような不安が どうしても消えないので、この新説を発表す るのは止めておいたほうがよいようにも思わ れたが、いろいろと迷った挙句、せっかくの 機会なので発表することにした。ただし、 「試論」ということにして。

報告日は上記の通り、5月28日である。大 体、報告日の前日は徹夜で準備というのが私 のいつものパターンなのだが、今回は前日の 27日に同じ会場で著作権法学会があったた め、その前日つまり報告の前々日に徹夜して、 そのまま早朝の新幹線で東京へ行くこととな った。著作権法学会と工業所有権法学会の扱 う学問領域は共通ないし近接しており、会員 の大部分が共通しているのであるが、日を連 続して開催されるというのは、これまでで初 めての試みであった。そして、会員の大部分 が共通している都合上、懇親会は両学会合同 で27日の夕方から開催された。報告の前日に 懇親会があってもあまり楽しくないが、ほと んど学会でしかお目にかかれない先生もおら れるので、無理やり出席した。懇親会が終了 して、ホテルに到着すると、眠気が一気に襲 ってきた。翌日の報告内容の最終的なチェッ クをするはずが、結局眠気に勝てず、何もせ ずに翌朝までぐっすり眠った。

そして報告当日。リハーサル不足のため、時間配分がよくないところもあったが、何とか制限時間をそれほど超過することなく、無事報告を終えることができた。問題の「試論」には、かなり過激な主張が含まれていたはずであるが、その点については特にフロアから質問は出なかった。ほっとした反面、少し物

足りなくもあった。

学会が終了し、帰りかけていると、ある裁判官に呼び止められた。私の報告内容について疑問があるという。しかもその疑問というのが、私の報告の根本的な部分に関わるものであった。この方は知的財産法の世界では非常に高名な裁判官であり、私が報告で取り上げた判決のいくつかにも携わっておられた。それらの判決を読む限りでは、その方と私とでは商標機能論についての考え方が大きくとなるものと考えられたので、私のほうでも機会があればこの方にいろいろとお話を伺ってみたいと思っていたが、図らずもそれが現実のものとなったわけである。

果たして、我々の考えは大きく異なってい ることが確認され、商標法の保護法益などを 巡って、大いに議論するところとなった。議 論ははじめ会場の出口を目指してゆっくり歩 きながら行われたが、会場を出るまでに終わ るような話ではなかったので、ロビーの椅子 に座って議論が続けられた。他の参加者がす っかりいなくなってからしばらくして、会場 の警備員にその場所を追われることになった が、それでも議論が終わらず、会場近くのロ イヤルホストで更に続けられた。経験豊かな 現役の裁判官とこれほど長く議論したのは私 にとって初めてであり、大変貴重な経験であ った。何よりも、そのような裁判官の方が私 の考えに興味を持って、真剣に私の話を聴い ておられることに感動した。学会報告をして 良かったと思った。

こうして私の学会報告は終了した。

しかし、ほっとしたのもつかの間、数日後には学会誌の編集担当者から報告についての原稿の執筆依頼が来た。すっかり失念していた。言いっ放しではいけなかったのである。ということで、現在はその原稿の執筆中であり、例の「試論」について、どの程度まで細かく活字にするべきかについてあれこれ悩んでいるところである。

(みやわき・まさはる 知的財産法)

Workshop Report 研究会報告

#### ROE教授訪問に際して

## 堀田 秀吾 HOTTA Syûgo

5月4日から10日にかけて、アメリカ合衆 国の首都、ワシントンD.C.にあるジョージタ ウン大学のロースクール(Georgetown Law Center)のRichard L. Roe教授に、上海の学会 での講演があるということで、その前に本学 にお立ち寄りいただき、本学、および宇治高 校との連携方法に関しての議論を行うととも に、研究会を開催し、法教育に関してお話を していただくことになった。

Roe教授の勤務するジョージタウン大学は、 1789年創立で、すでに200年以上の歴史を有 する、アメリカでも最も古い大学のひとつで ある。また、教育の質、入学の難易度、名声 においても非常に高い評価を得ている名門大 学で、ことロースクールに至っては、Clinical Trainingにおいて全米ランキング一位、Tax Lawでは二位、知的財産法では三位(US News Law School Ranking 2007) という評価 を得ている点から見ても、その質の高さが窺 い知れよう。日本からもここに検事、弁護士、 弁理士、企業法務に携わる人々、そして官公 庁等からも多くの人々が留学生として学びに 来ている。Roe教授は、そのロースクールで 30年以上も教鞭を執っておられ、現在はリー ガル・クリニックのひとつ、D.C. Street Law Clinicのディレクターを勤めておられる。 D.C. Street Law Clinicは、一般市民に法教育 を提供する目的で設立、運営され、地域の高 校などにもロースクールの学生を送り、市民 の法教育を行っている。また、教授はクリニ ックの活動の一環として、毎年のように海外 の大学やその他の機関、団体に赴き、Street Law Programを実施している。

私たち法学部とRoe教授の関係は、昨年末の竹演教授等によるLaw Centerの訪問に端を発する。その後、私が今年の2月から3月にかけてジョージタウン大学で実施された法学

部法政海外フィールドスタディー・プログラムの引率教員としてD.C.に滞在していた際に、法学部事務室からの要請でRoe教授にコンタクトを取ったところ、大変好意的に対してくださり、また厚かましくも引率教員して法政海外フィールドスタディー・プログラムの参加者の見学をお願いしたとこの参加者の見学をお願いしたとこのお願いにもかかわらず、快諾していただき、また別の日取りにわざわざ勉強会の機会まで設けていただいた。(参加者7名中、5としまた別の日取りにわざわざ勉強会の機会まで設けていただいた。(参加者7名中であるとでの最も印象深かった学習内をよるでひての最も印象深かった学習内をその後での最も印象深かった学習内をその後での最も印象深かった学習内をその後での最も印象深かった学習内をその後での最も印象深かった学習内をよび研究会開催が実現したという訳である。

6日間の滞在中Roe教授は、衣笠キャンパ ス、西園寺キャンパス、立命館宇治高校など で授業を見学された。衣笠キャンパスでは、 国際インスティテュートのアメリカ人の教員 によるUS Politics and Lawの授業を、西園寺 キャンパスでは指宿教授のご好意により法科 大学院の刑事訴訟法の授業を見学させていた だいた。これらの授業を見学されている時も、 Roe教授は指導教員の指導の方法、学生の反 応に関し、かなり詳細なメモ(たとえば、ど のような質問を授業のどこでどのような方法 でどの学生に行い、学生がどう答えたか等) を取っておられ、教授の(法教育に関する) 研究熱心さ、プロ意識に感嘆させられた。週 末には、昨年度の海外フィールドスタディ ー・プログラムの参加者たち、および本学の Ting講師に連れられて、東山を中心に京都の 名所を観光なさった。

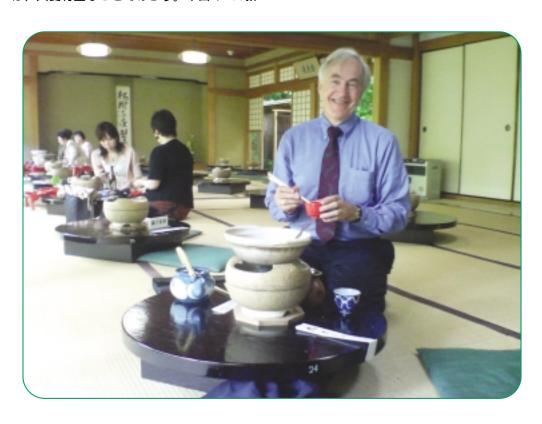
本学で行った研究会では、一般市民の法教育に関し、模擬授業形式で、具体的ないくつかの事例を通して、どのようにして「法」を作っていくか、「ルール」とは何か、市民が

どんな考えを持ってそれらの法やルールを作 っていくかなどについて実践的に議論を通し て考えて行くということを行った。たとえば、 何が犯罪とされるべきか、処罰の対象となる のはどんな行為か、どんな利益を守るために 犯罪とされるのか、刑事犯罪の軽重をどんな 要素から決めていくかなどのファクターを、 小グループで議論し、結論を考え、それをさ らに全体で検討するという形で行った。また、 スライドを用いて、これまで教授が携わって きた世界の国々で行ったStreet Lawの活動を、 写真を交えて紹介していただいた。今回、教 授が紹介してくださった「学生主体の学び」 を重視した教授法は、言語を越えて応用可能 であり、本学においても、特に基礎演習のク ラスや、英語副専攻、少人数制のクラスなど には非常に有効な方法で、大変参考になった と、研究会参加者の間でも好評であった。

紙面の都合上、そろそろ締めくくらなければならないが、本学、そして法学部にとって、Roe教授を通してジョージタウン大学とのさらなる教学的な連携の方法を模索していくのは、大変有益なことであろう。今回のRoe教

授の訪問は、この連携に大変意欲を示してく ださっていることの表れであると感じてい る。本格的な連携の手始めとして、年明けに 予定されている2006年度法政海外フィールド スタディー・プログラムにおいては、Roe教 授によるStreet Lawの授業が本年度からは正 式な授業として組み込まれることが決定し た。また現在、来年度、Roe教授を客員教授 として本学に招聘する準備を進めているが、 これが実現すれば、大学での授業を担当して いただくことはもちろん、教授自らの希望と して、立命館におけるFD活動、高大連携の法 教育、そして地域の法教育等にも積極的に関 わっていきたいとおっしゃってくださってい ることもあり、非常にさまざまな形での教学 的発展が期待できる。このようなRoe教授の ご好意と連携への意欲を無駄にすることのな いよう、今後、ジョージタウン大学とのより 強固な連携体制の展開に向けて、我々も精力 的に議論を重ねていく必要があるだろう。

(ほった・しゅうご 言語と法)



講演会

Lecture

## 日本とEU: 互いに何を学び、どのように協力すべきか

ベルンハルド・ツェプター前EU大使 Bernhard ZEPTER



著名な学府として知られるここ立命館大学で講演することができ、うれしく思います。パリに暮らし、欧州の文化を学んだ創設者西園寺公の名を挙げるまでもなく、立命館大学と欧州との結びつきは強力なものがあります。

最近では、欧州委員会のバローゾ委員長も京都を訪れ、数多くの由緒ある寺院や神社を訪ねました。その際には、新しく開館した京都迎賓館に宿泊する光栄を賜り、京都府知事および京都市長と会見する機会にも恵まれました。

京都は今も欧州連合(EU)と密接な関係 を維持しており、パリ、ケルン、フィレンツェ、プラハの各都市とは姉妹都市関係にあり ます。また、欧州からは毎年、何千人もの観 光客が京都を訪れています。この美しい都市が、今後も日本と欧州の懸け橋となることを、 私は強く願っています。

欧州でも世界でも、開かれた情報世界への動きはますます加速しています。知識基盤型社会への移行は、ルネッサンスや産業革命の時代になぞらえることが出来るのではないでしょうか。EUは一方ではグローバル化の推進力となりながら、他方ではそのグローバル化によって改革や構造調整をさらに推し進めるよう迫られています。このこと自体は脅であるとは言えませんが、正しい道を進んでであるとは言えませんが、正しい道を進んででようとは、我々が何を目指しているのかをはっきりさせておく必要があります。日よりな課題に直面していることと私は確信しています。

こういった動きの中で、EUと日本それぞれの役割はどういったものになるでしょうか。両者が協力することは可能なのでしょうか。私は、一定の協力はあり得ると考えています。EUも日本も共通の関心があります。しかし、今日までの発展において、両者の間にはかなりの違いがあることも事実です。

日本の社会は、緊密で均質的です。国際関 係においては、日本は従来の外交政策に基づ いて行動します。EUはこれまでに例のない、 独自の発展を遂げており、国際法の新たなあ り方を生み出しています。それは、統合され た政策を通じて、伝統的な国家主権概念の重 要な部分、特に経済に関する部分を共同で行 使しつつ、他の分野では国家主権を維持する という「権限の分有」に基づく制度です。こ ういった考え方の上に、さまざまな新しい地 域協力が加わります。たとえば、統合された 機関や共通規則、外交・安全保障政策の問題 等に関する進化した形の契約関係のほか、 「ベストプラクティス」に基づく比較、最近 では、EUの政策調整に関する最も強い取り 組みである開かれた調整方式などが挙げられ ます。

従って、EUは主権国家と呼べるものではありません。EU創設の父たちが目指していたのも通常の主権国家ではありませんでした。1950年5月9日に行われたシューマン宣言、ジャン・モネの回想録、および1950年代における欧州統合の真の意味を解説したカルロ・シュミットの論考等には、こういった考えがはっきりと示されています。近年では、ドイツの哲学者ペーター・スローターダイクが、欧州をさまざまな国の人々が集まって、新しい主権国家を目指すのではなく、隣国との協力や寛容を学ぶ「大学」に例えました。

当然ながら、こういったことは理論上の話です。私の考えでは、EUが効果的かつ効率的に機能していくためには、主権国家の具体的で十分実験済みの手段を、少なくとも部分

的に取り入れる必要があることが明らかです。

EUの発展には、あらかじめ決められた設 計図や全体計画はなく、長い時間をかけて一 歩一歩進められてきました。EUの制度的構 造は、明確に定義された限定的な目的のため に作られています。長年の間にこの構造は拡 大し、新たな権限も加わりました。といって も、それはトップダウンではなく、ボトムア ップ式の発展でした。その意味で、EUのモ デルは、東アジアを含む世界中のあらゆる地 域にとっても参考になるでしょう。協力、そ して場合によっては統合を実現するには、ま ず何よりも政治、経済、あるいは文化におけ る共通の利益を明確にすることが必要です。 続いて、関係諸国の政治や法制度、行政上の 特性を考慮した上で、最適な制度的構造につ いての議論を行う必要があります。

そのため、欧州統合プロセスの基盤を形成 している諸要素を理解することが肝要です。

まず、EUは従来の意味での主権国家でもなければ、国際機関とも異なる、両者のハイブリッド(混成体)だということです。

次に、欧州統合のプロセスは、EUの最善のあり方を予め知っているような有能な設計者による設計図をそのまま現実に移しかえていくことではない、ということです

EUの発展は、前もって用意された、国家のようなモデルに基づくトップダウン式のものではなく、各加盟国が設定した明確な利益や行動を実現するために設計された制度的構造として進められるのです。

最初に、政治、経済、その他の分野における具体的な諸問題を特定しなければなりません。次に、各加盟国固有の利害関係に最もよく対応した形で、共通の解決策を見出さなければなりません。続いて、統合のプロセスを実施するための制度的な枠組みを構築しま

す。EUの発展について「ボトムアップ」という表現が使われるのは、このためです。

簡単な例を挙げましょう。第二次世界大戦終結直後、欧州が直面していた緊急の課題は、なるべく多くの欧州諸国が力を合わせることによって初めて解決可能となるようなものでした。中でも最も重要だったのは、いかにして迅速な経済復興を実現するか、そして、いかにして二度と欧州に戦争が起こらないようにするかという問題です。これに対し、1950年にフランスのロベール・シューマン外相が解決策の概要を示しました。それは、当時の主要産業である石炭と鉄鋼について、ドイツおよびフランスの生産をすべて共通の最機関の管理下に置くというものでした。

このように欧州各国は力を合わせ、経済を相互に結びつけることによって「二度と戦争を起こさない」という誓いを守ったのです。同時に、このような新しい、統合された機構の誕生は、戦争で荒廃した欧州大陸の復興と経済回復という別の問題への取り組みにおいても有益なものとなりました。

欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)の設立は、欧州の成功物語の発端となりました。これに続いて単一市場と単一通貨が導入され、今日では、共通外交・安全保障政策から国際犯罪やテロとの戦い、難民・亡命者の保護および移民政策の国際的側面、環境保護、ひいては社会問題や労働問題に至るまで、通常は国内政策の領域とされる諸問題もこの統合された機構に組み込まれることで、多くの議論の的である政治的統合でさえ部分的に実現しているのです。

EU発足から今日までの間には、多くの変化がありました。にもかかわらず、EUの基本原理、現在は25カ国に上る加盟国がいかにして協力し合うかという根本的な部分は、変わっていません。EUのさらなる統合や拡大、構造改革に関するすべての議論は、欧州レベ

ルでの取り組みが必要かつ適切でバランスの取れた、政治的にも望ましいものであるか否かを分析することから始められます。これを、我々はEUの法案策定における「補完性の原則」または「比例性の原則」の適用と呼んでいます。

例えば、今日我々が直面する課題のひとつとして、安定したエネルギー源の確保が挙げられます。こういった問題に取り組む場合、まず、力を合わせることで何ができるのか、関係者すべてが利益を得る形で問題を解決するためにはどのような協力が必要なのかといった検討を行います。ここで明らかなのは、EUがいろいろな取り組みを組み合わせて採用しているということです。

当然ながら、我々は常に用心を怠らないよう心がける必要があります。開かれた対話を通じて事を進める以上、いずれかの加盟国が自らの利益のために統合を利用しようと試みる危険性はつきまといます。イラク戦争の際に明らかになったように、利害が衝突すればEUの統一性は損なわれます。しかし、EUの経済政策のあり方全般についても異なる意見が複数見られます。

EU拡大はまた、専門的なレベルで取り扱う必要があります。それは、欧州統合のプロセスを弱めるのではなく、むしろ強化するものでなければなりません。拡大は、政治的および経済的な観点から検討すべき問題であるだけではなく、多文化的な環境の中でいかに効率を上げ、団結を強めることができるのかという課題も提起します。また、EUの地理的境界の問題にも関わってきます。そして、それはトルコやロシアを加盟国として迎え入れるべきか否かといったEU内の議論の背景にもなっています。

最後に、欧州のアイデンティティーの形成 という困難な問題があります。欧州の人々は 依然として自分たちを「欧州人」というより は、マルタ人またはハンガリー人、フランス人、ドイツ人、ととらえています。欧州憲法条約の批准プロセスで生じた問題は、一部にはこういった疑念に由来するものといえるでしょう。また、同時に、グローバル化によって自国のアイデンティティーが損なわれるのではないかという潜在的な不安にも由来しないます。我々は、グローバル化が脅威ではなく、全員がより高い生活水準を獲得するための機会であることを理解しなければなりません。欧州の人々の福祉を保障するためには、欧州統合の歩みを緩めるのではなく、むしろ強化する必要があるのです。

その意味において、欧州委員会が最近発表したEUの将来像に関する文書は、入念な検討に値します。同文書は、憲法条約の批准をめぐる現在の欧州の行き詰まり状況を解消するための、一種の工程表を提示しています。欧州委員会は、野心的かつ政策主導型の来年の方針をはじめとするさまざまな施策を通じて、欧州の市民が改めて欧州統合プロセスに関与していくことを求めています。

従って同文書は、域内市場の機能改善等の新たな取り組みや市民が自らの権利をより積極的に行使できるようにするための方針を定めるとともに、現行の条約にを十分に活用し、司法・自由・安全保障の領域における決定の大部分を共同体に委ねるようEU各国の首脳に提案しています。その上で、欧州委員会は政治や司法における協力を強化するための施策をさらにいくつか提案しています。

今後の拡大については、欧州委員会は既存の約束を確認するとともに、拡大のペースと規模について議論を進めつつ、関与を一層強めることを約束します。委員会では現在、対外関係に関する戦略文書を準備中であり、この文書は年内に発表される予定です。

制度的な問題に関しては、欧州委員会は6月の欧州理事会(EU首脳会議)において段

階的な取り組みが承認されるべきであると提案しています。その第一段階として、ローマ条約調印から50年目にあたる2007年に新たな政治声明およびコミットメントを採択します。この声明に基づき、欧州理事会が、将来において制度的な解決につながるような手続きを発足させる決定を行います。

欧州では、EUは危機を経る度に一層の前進を遂げると言います。6月に欧州理事会が開催され、欧州委員会の提案を検討します。我々は、市民との対話を維持し続けなければならないことを学びました。人々の懸念に応えるように努め、雇用と成長、連帯と安全をもたらすことに力を注ぎます。具体的な成果を示すことによって、欧州市民より欧州に対する新たなコミットメントを獲得するのです。

こういった欧州の動向は、日・EU関係に どのような影響を及ぼすのでしょうか。

過去20年の間、EUと日本の経済関係は非常に良好な発展を遂げてきました。両者のGDPを合わせると世界のGDPの4割にも匹敵します。EUと日本は互いに主要な貿易パートナーであり、また、2008年までに対日直接投資を倍増するという小泉首相の決意に呼応してEUは2002年から2004年の間に平均して年間55億ドルの投資を行いました。

EUは、対日直接投資の最大の担い手です。同時にEUは、日本にとって魅力的な投資先でもあります。2004年に日本企業はEUに対して約100億ユーロの投資を行っています。これは、米国や中国に対する投資を上回っています。こういった動きは、双方にとって歓迎すべき展開です。しかしながら、双方は東京で開催された前回の日・EU定期首脳協議において、両者の経済関係はさらに強化することが可能であり、また強化すべきであると合意しています。

投資や事業活動のさらなる拡大を困難にし

ている障壁はいくつかあります。協力を強化すべき分野として新たに特定されているのは、科学研究における協力、環境保護、エネルギー、そして、テロや国際犯罪との戦いです。要するに、昨年の日・EUハイレベル政務協議を通じて確立された「戦略的対話」の観点からしても、EUと日本は政治的な関係を強化すべきなのです。同様に我々は、双方向の日・EU規制改革対話を通じて、それぞれのビジネス環境の改善にも努めています。

今日アジアが置かれている状況は、第二次世界大戦後の欧州の状況とは大きく異なります。にもかかわらず、日本が現在直面している問題は、当時の欧州の問題によく似ています。すなわち、どうしたらアジアでも政治的、経済的な安定を実現することができるのか。そして、いかにして近隣諸国との関係を改善し、安定と繁栄を生み出すことができるのかという問題です。

もちろん、こういった問題を解決するには、 日本はまず何よりもアジアとアジアの社会に 適した独自の構想を打ち出す必要がありま す。しかし、グローバル化の進展によって、 我々は皆、未来に目を向け、他者の経験から 学ばざるを得ない状況に置かれています。そ ういう意味では、欧州は実に興味深いパート ナーとなるでしょう。

我々にとって文化的な違いを受け入れることは、大変自然なことです。実際のところ、欧州の人々は、統一された文化、あるいはたった一つの言語や食文化を持つ「るつぼ」にはなりたくないと考えています。我々は、欧州の文化的多様性が保持されることを望んでいます。欧州統合は、一つの屋根の下で、可能な限り各国の特性を反映したものであるでまなのです。「多様性における統一」というのが我々の使命を表すモットーですが、我々のが我々の使命を表すモットーですが、我々のはこの多様性における統一こそが国際関係の新たなあり方を生み出していくのだと確信しています。

ご静聴ありがとうございました。

(Berunhard Zepter 前駐日欧州委員会代表部大使)



平和ミュージアムにて中学生と懇談



左からツェプター前大使・EU委員会の友田さん と末常さん・出口教授





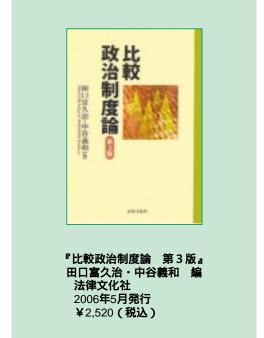






『克服・拮抗・模索 文革後中国の文学理論領域』 宇野木洋 著 世界思想社 2006年3月発行 ¥4,515 (税込)









『判例国際法 第2版』 松井芳郎・薬師寺公夫・山手治之ほか 著 東信堂 2006年5月発行 ¥3,990(税込)



『ケースメソッド公法 第2版』 市川正人・曽和俊文ほか 編著 日本評論社 2006年9月発行 ¥3,570(税込)

Media Coverage

#### 法学部定例研究会

(2006年6月~9月)

#### 法学部定例研究会:

06年 6月30日 ジェンダー研究会: 岡野八代氏「フェミニズムにおける正義論」

06年7月7日 政治学研究会:堀雅晴氏「2005年度後期在外研究報告」

06年 7月28日 法政研究会: 黄性基氏「インターネット実名制に関する憲法的考察」、徐啓源氏「オンラ

インゲームと著作権」 コメンテーター 宮脇正晴氏、コーディネーター 竹濵修氏・酒

井一氏

